

平成 28 年 10 月

障害者差別解消法に係る再周知要請等について

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室  
製造産業局素材産業課

本年 4 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。同法の更なる普及啓発と適切な運用のため御協力をお願いします。詳細はホームページで確認できます。

また、事例につきまして是非とも調査票(アンケート)にご協力下さい。

回答期限：平成 28 年 11 月 15 日（火）

回答先：(メール) keizaisangyo-sangyoinzai-s@meti.go.jp

(FAX) 03-3501-0382

(郵送) 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 酒井

「障害者差別解消法リーフレット」

「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

「調査票」

「障害者雇用促進法改正法パンフレット」